島教互第３号

地域交流・社会教育支援事業支援金　Ｑ＆Ａ

支援金支給対象団体について

Ｑ１　支援金の支給対象となる団体はどんな団体ですか？

Ａ　島根県内の県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校です。（以下「公立学校」といいます。）

実施主体について

Ｑ２　実施要綱第３条に定める「実施主体」「共同実施」「共同実施に相当する」の判断はどのようにするのですか？

Ａ　申請書、学校へのヒアリング、開催通知等から判断します。

対象事業について

Ｑ３　支援対象になる事業、対象にならない事業はどのようなものですか？

Ａ　　次の①②の要件を満たしていれば対象となります。

①　公立学校が主体となり地域住民を対象に行われる講座、研究発表、慰問等。

　　　　　なお、公立学校の単独事業ではなく、公民館等の「社会教育関係団体」、

「当該公立学校のPTA」や「当該公立学校の部活動の保護者会」と共同実

施する場合は対象になります。

②　「地域住民」の参加者数≧学校関係者（会員（教職員）、児童・生徒、保

　　護者）であること。

（「地域住民」の人数には児童・生徒の保護者は含みません。）

※この事業は公益事業であるため、地域住民の参加者数については、事業

　参加者全体の半分以上を目安としています。

○事業の実施主体が公立学校でない事業（①の要件を満たさない場合）

・ＰＴＡ単独事業、PTA連合会が実施する事業

　※公立学校とその学校のＰＴＡが共同実施する場合は対象となります。

・学校保健委員会が実施する事業

・公立学校の記念事業（創立100周年事業等）

○公立学校が主催する事業であるが、参加者が主に学校関係者の偏っている事業（②の要件を満たさない場合）

・事業参加者数が「地域住民の人数≦学校関係者の人数」である事業

対象経費について

施主体について

Ｑ４　生徒移動に係る費用は対象として認められますか？

Ａ　バス等の借り上げ費用は対象となります。賃借料として計上してください。

　　JR、路線バス等の公共交通機関は対象となりません。

Ｑ５　支援対象として認められない費用はどんなものですか？

Ａ　地域交流・社会教育支援事業実施要綱第５条に定める費用以外のものです。

＜例＞・備品購入費

・単なる懇親会等の飲食費（地域住民との交流に使用する食材費は対象に

なります。）

　　　　　・事業参加者の傷害保険等の保険料

　　　　　・振込み手数料

申請(変更申請)手続きについて

施主体について

Ｑ６　支援金申請書の提出締切がありますか？

Ａ　事業実施の１ヶ月前までに提出してください。

なお、事業の受け付けは先着順で行い、支援金決定額の累計が２００万円になり次第受け付けを終了します。

Ｑ７　変更申請書はどのような場合に提出するのですか。

Ａ　次の①～③のいずれかに該当する場合は、変更申請書を提出してください。

実施期日、実施場所の変更、支援金の額を減額する場合は不要です。

＜変更申請が必要な場合＞

①事業内容の変更

②支援金の額の増額を希望する場合

③事業実施の中止等により支援金が不要となった場合

　　　　※③の場合で、概算払により支援金を受け取っているときは、互助会から支

援金返還の請求を行います。

Ｑ８　事業を実施するにあたり、島根県等の他から助成金を受けていても利用することはできますか。

Ａ　島根県等の他から助成を受けていても利用することはできます。

ただし、互助会の他の事業（教育啓発研修助成事業）で互助会から助成金を受けて実施する場合は、助成対象となりません。

支援金について

施主体について

Ｑ９　支援金の支給限度額はいくらですか？

Ａ　支援金支給限度額は、１所属所　1年度で５０，０００円です。

Ｑ10　年間に何件（何回）も申請が行えるのでしょうか？

Ａ　１所属所で支給限度額の５０，０００円の範囲内であれば、複数回（申請されても申請される事業数が複数になっても）申請はできます。

Ｑ11　支援金を概算払で受け取ることができますか。

Ａ　基本的には精算払ですが、特に必要があると認められる場合には、事業実施の１ヶ月前から支援金の概算払をすることができます。

地域交流・社会教育支援事業支援金請求書（様式支援第３号（概算）を提出してく

ださい。

Ｑ12　支援金受取口座は個人口座でもよいですか？

Ａ　はい。申請者の個人口座でも可能です。

事業実施後の手続きについて

施主体について

Ｑ13　実績報告書に添付する領収書等証拠書類は原本ですか。

Ａ　領収書等証拠書類の写で結構です。

Ｑ14　実績報告書に添付する領収書は、事業実施に係る全費用の領収書が必要ですか。

Ａ　いいえ。全費用の領収書でなくても構いません。決定された支援金の額以上となる

額の領収書分だけで結構です。（支援金対象費用の領収書に限ります。）

Ｑ15　支援金を概算払で受け取りましたが、実際かかった費用が概算払で受け取った

額より少なくなった場合は返還金するのですか？

Ａ　事業実施後の確定額が申請額より少なくなれば返還していただくことになります。　実績報告書を受理した後、互助会から支援金返還の請求を行います。

地域交流・社会教育支援事業　事務フローチャート

支援金決定通知

事業実施の決定

**申請書**（様式支援第１号）を提出

**申請書提出期限：事業実施日の１ヶ月前**

事業実施前に

資金が必要ですか。

**yes**

**no**

**支援金請求書**（様式支援第３号(概算）)に通帳の写しを添付し提出

決定額で資金の送金

事業の実施

**報告書提出期限：事業実施完了月の翌月末日**

**実績報告書**（様式支援第４号）に

必要な書類を添付し提出

**支援金請求書**（様式支援第３号(精算）)に通帳の写しを添付し提出

提出

**実績報告書**（様式支援第４号）に

必要な書類を添付し提出

支援金の額の確定

**no**

**yes**

確定額で資金の送金

決定通知の金額より

確定額が少ないですか。

払込書を送付

合銀窓口で支援金の返還

終　　了